

議 事 日 程 (第 1 号)

平成29年 5 月18日 (木) 午前10時開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第37号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 4	議案第38号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 5	議案第39号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 6	議案第40号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 7	議案第41号 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて
日程第 8	常任委員会委員の選任
日程第 9	議会運営委員会委員の選任
日程第10	浜名学園組合議会議員の選挙
日程第11	浜名湖競艇企業団議会議員の選挙

○本日の会議に付した事件……………次に掲げるとおり

議事日程に掲げた日程第 1 から日程第 7

議長辞職の件

議長の選挙

副議長辞職の件

副議長の選挙

議事日程に掲げた日程第 8

総務経済委員会の閉会中の継続審査

福祉教育委員会の閉会中の継続審査

建設環境委員会の閉会中の継続審査

議事日程に掲げた日程第 9

議会運営委員会の閉会中の継続審査

議事日程に掲げた日程第10から日程第11

議案第42号 湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○出席及び欠席議員……………出席表のとおり

○説明のため出席した者……………出席表のとおり

○職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回湖西市議会臨時会を開会いたします。

なお、本日撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので、御報告させていただきます。

○議長（二橋益良） それでは、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本一敏登壇〕

○議会事務局長（山本一敏） 議案書の受理について申し上げます。第1回湖西市議会臨時会に市長から提出されました議案は5件でございます。その内容は条例の一部改正の専決処分5件でございます。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 報告事項は終わりました。

ここで市長の挨拶がございます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） おはようございます。湖西市長の影山剛士です。今回の議会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

新年度がスタートいたしまして1カ月余りが経過しました。私も就任をしてちょうど今約5カ月が過ぎたところでございます。

新年度、これまでの行政の継続事案もございませぬけれども、やはり新年度、新市長になって新しくやっていくこと、そういったことも次々と動き始めているというふうには実感しております。

昨日は第1回の湖西病院の病院事業の説明会、そして意見交換会をさせていただきました。多くの市民の皆様にご参加をいただくとともに、活発な意見や討議をさせていただいたというふうには実感をしたところでございます。まだ市内4カ所、これから予定しておりますので、やはり病院のほうから日ごろの頑張りであるとか、研究・勉強の成果を発表していただくとともに、市民の皆様からの忌憚のない御意見をいただいて、よりよくしていく。もちろん、病院の機能をよくしていくとともに、経営を改善して、湖西の市立病院としての地域医療を担っていただくと、そういった説明会に展開していきたいと思

っておりますし、その後、例えば経営の分析や診断を行っていただくとか、その後に改革プランをさらによりよくしていくと。そして湖西病院の経営をよくしていくということにつなげていきたいなということは今考えて準備を始めているところでございます。またそういった議会の皆様と相談や議論をさせていただきながら、病院をよりよくしていく。そして湖西市政をよくしていくということを行っていききたいというふうに考えている次第であります。

もちろん、湖西病院だけではなくて、湖西の市民会館でありますとか、子育て・医療・福祉・道路の整備、多くの課題があることは皆さんも御承知だというふうに思っております。やはり市議会の皆様と車の両輪として力を合わせてこの湖西市政、未来に向かってもっともっと住みやすくなるように、そして子供たちが将来もこの湖西市で住み続けたいと思っただけのようなまちづくりを行っていききたいと思っております。

本議会もどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

午前10時04分 開議

○議長（二橋益良） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に3番 土屋和幸君、4番 高柳達弥君を指名いたします。

○議長（二橋益良） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は本日1日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長（二橋益良） 日程第3 議案第37号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第37号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成29年3月31日に公布をされたことに伴いまして、湖西市税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が平成29年3月31日または平成29年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、特定配当等所得及び特定株式等譲渡所得の課税方式に係る改正、市民税の課税の特例期間の延長、法人税における延滞金の加算期間の見直し、災害に関する税制上の措置の常設化、保育の受け皿整備の促進のための特例の導入、軽四輪等のグリーン化特例の延長が主なものでございます。

なお、詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） 補足説明をさせていただきます。議案書は4ページから13ページ、参考資料は3ページからとなります。

第33条及び第34条の9の改正は、特定配当等所得及び特定株式等譲渡所得について、市民税申告をすることにより、所得税とは異なる課税方式を選択す

ることができることを明確化するために改めるものでございます。

第48条及び第50条の改正は、法人市民税に係る延滞金の加算期間の規定を改めるもので、個人市民税に係る延滞金の加算期間と同様に、減額更正後の増額更正等により納付すべき税額について、延滞金の算定期間に使用する除算期間に増額更正以前の期間を追加するものでございます。

第61条の改正は、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定したもので、滅失等した償却資産のかわりとして取得した償却資産の固定資産税については、4年度分は2分の1とするものであります。

第61条の2は新設でありまして、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または利用定員5人以下の事業所内保育事業の認可を得た者に対する、これらの事業の用に供する家屋及び償却資産の固定資産税を2分の1とするものであり、平成30年度以降の課税分から適用されるものであります。

第63条の2の改正は、居住用超高層建築物の固定資産税の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するものであります。

第63条の3及び第74条の2の改正は、被災市街地復興推進地域に定められた場合の取り扱いについて定めるものでありまして、第63条の3は、従前の公共土地に係る税額の案分方法と同様の取り扱いを震災発生後4年度分に限り受けられることとするものであり、第74条の2は、被災した住宅用地を住宅用地とみなす期間を従前の2年度分から4年度分に拡充するものであります。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期間を従前の平成30年度から平成33年度までに延長するものであります。

附則第10条の改正は、読替規定を改めるものでありまして、地方税法の改正に伴う項ずれを改めるものであります。

附則第10条の2の改正は、地方税法の改正に伴う項ずれを改めるものと、平成29年度及び平成30年度

に国の補助を受けた企業主導型保育事業の用に供する土地・家屋及び償却資産の固定資産税を、補助を受けた翌年度から5年度分に限り2分の1にすることを定めるものであります。

附則第10条の3の改正は、地方税法施行規則等の改正に伴う項ずれを改めるものと、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について定めるものであります。

附則第16条の改正は、軽自動車税における現行のグリーン化特例の適用期限を2年延長するものであります。

附則第16条の2は新設でありまして、軽自動車税の賦課徴収の特例を規定するものであります。具体的には自動車メーカーの燃費不正に伴う税額の不足分について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課すものであります。

附則第16条の3の改正は、法改正に伴う字句の整理であります。

附則第18条の2の改正は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであります。

附則第21条の2及び第21条の3の改正は、法改正に伴う字句の整理とともに、条例第33条及び第34条の9における特定配当等所得及び特定株式等譲渡所得についての改正を、租税条約が適用される外国人についても、日本人と同様の取り扱いにしようとするものであります。

附則の第1条は、条例の施行日を附則第5条の規定は公布の日とし、それ以外の規定は平成29年4月1日とするものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置を規定するものであります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものであります。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定するものであります。

第5条は、平成29年3月定例会において可決していただきました湖西市税条例等の一部を改正する条

例の一部を改正しようとするもので、附則第16条の改正に伴う字句の整理等であり、以上で説明を終わります。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第37号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第37号は原案のとおり承認されました。

○議長（二橋益良） 日程第4 議案第38号 湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第38号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

この改正が、平成29年4月1日から施行されるため、市議会を招集するいとまがなかったことから、

地方自治法第179条第1項の規定により、湖西市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告し、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれを改めるもの、並びに平成29年度及び平成30年度に国の補助を受けた企業主導型保育事業の用に供する土地及び家屋の都市計画税を、補助を受けた翌年度から5年度分に限り、2分の1にするために改めるものでございます。

なお、施行日は平成29年4月1日とするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第38号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第38号は原案のとおり承認されました。

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第39号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求め

ます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第39号につきまして御説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布、4月1日から施行されました。

これに伴いまして、去る3月31日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告し、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の5割軽減世帯及び2割軽減世帯の対象要件を緩和し、対象世帯を拡大しようとするものでございます。

なお、施行日は平成29年4月1日とするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。議案第39号 国民健康保険税条例一部改正の専決処分承認について、お尋ねをいたします。

国保税の5割、2割軽減世帯の対象要件を緩和して対象世帯を拡大するというところで、低所得者にとっては大変ありがたい措置と思います。ただ、全体としてはそれほど大きな影響はもうないのではないかと思いますけれども、対象世帯及び金額はどの程度なのか。前年度を事例にして説明をお願いしたいと思います。

さらに、軽減にかかる負担は市の一般会計から繰り出す形になると思いますけれども、国の支援など、この制度の仕組みについて教えていただきたいと思っております。

○議長（二橋益良） 市民経済部長。

〔市民経済部長 長田尚史登壇〕

○市民経済部長（長田尚史） それでは渡辺議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正により、影響はということでござ

いますが、昨年度の課税にかかる所得での試算では、軽減対象世帯は約40世帯増加ということで、税額にしては150万円ほどの減額となります。

そしてあと軽減された財源の補填はということですが、一般会計から保険安定負担金繰入金で全額補填されることとなっております。ただし、国保会計への繰り出し分に対し、県の負担金が4分の3、国が2分の1で県が4分の1でございますが、県のほうから財源措置されるということの仕組みになっておりまして、一般財源としては4分の1の負担となる仕組みでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） わかりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（二橋益良） ほかに質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第39号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第39号は原案のとおり承認されました。

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第40号 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第40号につきまして御説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が、平成29年3月31日に公布をされたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

この改正は、平成29年4月分の保育料から適用し保護者にお納めをいただくため、地方自治法第179条第1項の規定により、本条例の一部を改正する専決処分をさせていただきましたので、御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、保育園や幼稚園等に通う園児の利用者負担額につきまして、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充及び市町村住民税非課税世帯の第2子無償化、また関係法令の改正に伴うものでございます。

なお詳細につきましては教育次長のほうから補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） 補足説明をさせていただきます。

まず、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充について説明させていただきますので、議案書17ページ、18ページ、参考資料40ページをごらんください。

別表1の表は保育園・こども園の保育にかかる利用者負担額を規定する表になりますが、第3階層のひとり親世帯等の利用者負担額の3歳及び4歳から5歳までの6,600円と6,500円、第4-1・第4-2階層のひとり親世帯等の利用者負担額の3歳及び4歳から5歳まで1万800円と1万600円を、国が定める額と同額の6,000円に減額するものであります。

また、第4-1・第4-2階層のひとり親世帯等のゼロ歳から2歳までの利用者負担額1万2,000円と1万1,800円を同様に9,000円に減額するものであります。

別表3の表は私立幼稚園・こども園の教育に係る利用者負担額を規定する表になりますが、階層区分第3のひとり親世帯等の利用者負担額6,400円を同様に3,000円に減額するものであります。

次に市町村民税非課税世帯の第2子無償化について説明させていただきます。

これまで、第2階層から第4-2階層までのひとり親世帯等に該当する場合、第2子以降は無料としておりましたが、別表の1・2・3の表の第2階層に該当するひとり親世帯等ではないその他世帯についても第2子以降を国の規定と同様に無料とするもので、備考12及び13を改めるものであります。

次に関係法令の改正によるものといたしましては、備考4の児童福祉法の里親に関する改正及び備考6の地方税法の寄附金控除に関する改正によるものであります。

なお、施行日は平成29年4月1日とするものであります。以上です。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第40号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したが

って議案第40号は原案のとおり承認されました。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第41号 湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第41号につきまして御説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成29年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されました。

これに伴いまして、去る3月31日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきますので、ここに御報告し、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額につきまして、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に合わせ、配偶者333円、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子267円、配偶者がいない場合には、扶養親族のうち1人に限り333円、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者217円、配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合には、扶養親族のうち1人に限り300円とするものであります。

なお、施行日は平成29年4月1日とするものであります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は会議規則第37条第3項の規定に基づいて委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、本件は委員会の付託を省略いたします。

討論を行います。討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 以上で討論を終わります。

それでは議案第41号について採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（二橋益良） 挙手全員であります。したがって議案第41号は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○副議長（神谷里枝） では休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は17人です。休憩中に議長二橋益良さんから議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（神谷里枝） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

日程第8 議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○副議長（神谷里枝） お諮りいたします。二橋益良さんの議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（神谷里枝） 異議ないものと認め、二橋益良さんの議長の辞職を許可することを決定いたしました。

二橋益良さん、入場してください。

〔18番 二橋益良 議場入場〕

○副議長（神谷里枝） ただいまの出席議員数は18人です。

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（神谷里枝） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

日程第9 議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（神谷里枝） ただいまの出席議員数は18人です。

投票用紙を職員から配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（神谷里枝） 投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（神谷里枝） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（神谷里枝） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

それでは投票用紙に候補者名の記入をお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼→投票〕

○副議長（神谷里枝） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（神谷里枝） 投票漏れなしと認め、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（神谷里枝） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番 荻野利明さん、12番 豊田一仁さんを指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。立会人の方は書記席までお進み願います。

では、開票を始めてください。

〔開 票〕

○副議長（神谷里枝） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票18票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、二橋益良さん14票、神谷里枝3票、渡辺 貢さん1票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、二橋益良さんが議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました二橋益良さんが議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

二橋益良さんにおかれましては、演壇にて御挨拶をお願いいたします。二橋益良さん。

〔18番 二橋益良登壇〕

○18番（二橋益良） 18番 二橋益良。ただいまは重責を負う議長の席に皆さん方から御推挙され、実感としてこれからまた新たな後期の2期目を担わなければならないという重責を感じております。

我々、湖西市議会も一丸となって、皆さん方の御協力を求め、市民からしっかりと信頼される議会に邁進しなければならないとそんな感じがしておりますけども、いずれにいたしましても、まだ新たに新市長が誕生してわずか5カ月でございます。これから非常に厳しいこの湖西市の行財政に関しまして、我々も是々非々で対陣をしっかりとしていきますが、また我々お互いの目標は、よりよい湖西市づくりでございますので、よいときはよい、それから否決するときには否決をするというような覚悟でこれから臨みたいと思います。

本当にこれから2年間、皆さん方の御協力を得ま

して、ぜひ円滑な議会運営をさせていただくことをお約束しまして、挨拶とかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（神谷里枝） 議長交代のため暫時休憩といたします。

それでは二橋益良議長、議長席へお着きをお願いいたします。

〔議長 二橋益良君議長席に着く〕

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は11時15分とさせていただきます。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま議長を交代いたしましたので、それでは議事を進めさせていただきます。

ただいまの出席議員は17名であります。休憩中に副議長 神谷里枝さんからの副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

日程第10 副議長辞職の件を議題といたします。辞職願を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） お諮りいたします。神谷里枝さんの副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ないものと認め、神谷里枝さんの副議長の辞職を許可することを決定いたしました。

神谷里枝さん、入場してください。

〔17番 神谷里枝 議場入場〕

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18人です。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

日程第11 副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18人です。

投票用紙を職員から配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（二橋益良） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（二橋益良） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

それでは投票用紙に候補者の記入をお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長に点呼を述べさせます。

〔議会事務局長 氏名点呼→投票〕

○議長（二橋益良） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 投票漏れなしと認め、議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（二橋益良） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に13番 島田正次さん、14番 馬場 衛さんを指名いたします。

両君の立ち会いをお願いいたします。立会人の方は書記席までお進みください。

開票をお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（二橋益良） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

有効投票18票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、加藤弘己君15票、神谷里枝さん1票、渡辺 貢君1票、白票1票。

以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、加藤弘己君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました加藤弘己君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

加藤弘己君の御挨拶をお願いいたします。

〔9番 加藤弘己登壇〕

○9番（加藤弘己） 加藤弘己でございます。議長も信頼というものを非常に大切にしております。私も信頼については、市民、議会、そして市の職員、全部がその信頼を構築したいとますます強固なものになるように一生懸命頑張りたいと思います。そして自分を叱咤しまして、議長の足手まとい、皆様の足手まといにならないように、一生懸命頑張る所存でございます。よろしく申し上げます。

○議長（二橋益良） 挨拶は終わりました。

議長の選挙等を日程に追加しております。お手元の議事日程の日程番号が繰り下がりますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（二橋益良） 日程第12 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務経済委員に土屋和幸君、楠 浩幸君、竹内祐子さん、豊田一仁君、馬場衛君、牧野考二君の6名を指名いたします。福祉教

育委員に福永桂子さん、菅沼 淳君、佐原佳美さん、渡辺 貢君、加藤弘己君、中村博行君の6人を、建設環境委員に高柳達弥君、吉田建二君、荻野利明君、島田正次君、神谷里枝さん、二橋益良の6名をそれぞれ指名いたします。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。再開を午後1時30分といたします。

午前11時32分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に総務部長のほうから訂正のお願いがありましたので、先に発言を許します。総務部長。

〔総務部長 森 宣雄登壇〕

○総務部長（森 宣雄） 先ほど議案第37号 湖西市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分承認を求めることについてにおきまして、私の補足説明に誤りがありましたので、訂正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、第63条の3の改正の補足説明をした際に、従前の共用土地に係る税額というべきところを、公共土地と説明してしまいました。正しくは共用土地でございます。おわびいたしますとともに訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

○議長（二橋益良） それでは、休憩中に常任委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

総務経済委員長に竹内祐子さん、同じく副委員長に楠 浩幸君、福祉教育委員長に佐原佳美さん、同じく副委員長に福永桂子さん、建設環境委員長に荻野利明君、同じく副委員長に高柳達弥君、以上のように決定をいたしましたので御報告させていただきます。

お諮りいたします。休憩中、各常任委員長から会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、申出書を配付させます。

〔申出書配付〕

○議長（二橋益良） それでは、日程第13 総務経済委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務経済委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（二橋益良） 日程第14 福祉教育委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

福祉教育委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（二橋益良） 日程第15 建設環境委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

建設環境委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

各常任委員会の閉会中の継続審査を日程に追加いたしましたので、お手元にごぞいます議案書の議事日程の日程番号がそれぞれ繰り下がることとなります。どうぞよろしく願います。

○議長（二橋益良） 次に、日程第16 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、佐原佳美さん、渡辺貢君、吉田建二君、竹内祐子さん、荻野利明君、牧野考二君の以上6人を議会運営委員会委員に指名いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時36分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

議会運営委員長に渡辺 貢君、同じく副委員長に吉田建二君、以上のとおり決定いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。休憩中、議会運営委員長から会議規則第108条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、閉会中の継続審査の申し出を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、申出書を配付させます。

〔申出書配付〕

○議長（二橋益良） それでは、日程第17 議会運

営委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査を日程に追加いたしましたので、再度議事日程の日程番号が繰り下がることとなりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（二橋益良） 日程第18 浜名学園組合議会議員の選挙及び日程第19 浜名湖競艇企業団議会議員の選挙を一括議題といたします。

これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることにいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、それぞれ議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、よって、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

浜名学園組合議会議員に、高柳達弥君、佐原佳美さん、加藤弘己君、馬場 衛君の以上4名を、浜名湖競艇企業団議会議員に、菅沼 淳君。浜名湖競艇企業団議会議員に。

休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（二橋益良） 休憩を解いて、再度会議を再開いたします。

浜名湖競艇企業団議会議員に、菅沼 淳君、土屋和幸君、加藤弘己君、竹内祐子さん、島田正次君の以上5人をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、ただいま指名いたしました諸君はそれぞれの議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○議長（二橋益良） 事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本一敏登壇〕

○議会事務局長（山本一敏） 御報告を申し上げます。

議案書の受理について申し上げます。休憩中に、市長より追加議案として人事案件1件が提出されました。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 報告は終わりました。

お諮りいたします。この際、追加議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

○議長（二橋益良） 日程第20 議案第42号 湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては地方自治法第117条の規定により、豊田一仁君の退席を求めます。

〔12番 豊田一仁退席〕

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は17人です。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第42号につきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任をいたしました牧野考二さんから5月17日をもちまして湖西市監査委員を辞職したい旨の申し出があり、地方自治法第198条の規定により承認をいたしましたところでございます。

その後任委員としまして、豊田一仁さんを湖西市監査委員に選任したいと思います。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

本案は、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり同意することに決しました。

豊田一仁君、入場してください。

〔12番 豊田一仁入場〕

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18人です。

○議長（二橋益良） 以上で本会議に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成29年第1回湖西市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 二 橋 益 良

副 議 長 神 谷 里 枝

署名議員 土 屋 和 幸

署名議員 高 柳 達 弥